

「データ市場に係る競争政策に関する検討会」報告書(概要)

- データはデジタル時代における競争力の源泉であるとの認識が広がりつつある中、サイバー空間だけでなくフィジカル空間での利活用の動きもある。
- 農業、海運、医療、放送、電力、モビリティ等の分野において、様々なデータを共有の基盤に集積し、新たなビジネス等のために利活用する取組がみられるほか、データ取引市場や情報銀行といった仲介者を介したデータの取引という新たな形でのデータの流通・利活用が現れ始めている。



本報告書ではデータに係る取引の場だけではなく、データを活用した商品・サービスがユーザーに提供される場も含めたデータ流通の場を「データ市場」と解した上で、競争政策上の課題等を整理

競争政策の観点から望ましいと考えられる事項

① 多くの関係者の参加を得た仕組み構築等

- データ利活用の仕組み構築に当たっては、できるだけ多くの関係者の参加を得て、各々のニーズを踏まえて進めていくことが重要。
- パーソナルデータの場合には、個人の安心・信頼を得られるよう、より丁寧な検討を行って仕組みを構築していくことが望ましい。
- 過度な参入障壁にならないよう留意しつつ、データを活用した事業から撤退する場合のルールを事前に策定しておくことが望ましい。

② データへの自由かつ容易なアクセス

- データ生成等に係るインセンティブ確保に留意しつつ、より多くの事業者がデータに自由かつ容易にアクセスできることが望ましい。

③ 協調領域・競争領域それぞれにおける政府等による取組

- 協調領域については、関連の制度改正・契約事項や条件等を網羅的に整理したガイドライン作成や行政保有データのオープン化等、事業者の取組を後押しすることが、競争領域については、競争を阻害する行為を規制すること等が求められる。

④ データポータビリティ・インターオペラビリティの確保

- スイッチングの容易化や並行利用の環境整備のために、データポータビリティの確保が重要。
- 例えば、認定を受けた仲介事業者が、個人に代わってデータポータビリティを実現するといった仕組みも考えられる。
- 異なるシステム間でのインターオペラビリティ（相互運用性）の確保については、参入コスト等の観点から丁寧な検討が必要。

⑤ プライバシーに対する懸念

- 個人の安心・信頼を得られるように、パーソナルデータの取扱いについての説明の質を高め、適切に同意を取得すること等が重要。
- 個人に不利益をもたらさないよう配慮・取扱いを行う一定の義務を負うとの考え方によるルール等について検討することも考えられる。

⑥ 仲介事業者、デジタル・プラットフォーム事業者に対するルール

- データ取引市場や情報銀行等を運営する仲介事業者は、規模の経済やネットワーク効果が働き、独占化・寡占化が進みやすく、競争政策の観点から弊害が生じることも考えられるため、必要に応じて、「事前規制」も含めた対応を検討することも考えられる。
- デジタル・プラットフォーム事業者によるデータの囲い込みに対しては、他事業者からのアクセスを可能とすること等が考えられる。